

富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山岳観光地として南アルプス地域(国立公園・県立自然公園)、八ヶ岳地域(国定公園)、秩父多摩甲斐地域(国立公園)(以下、「自然公園等」という。)を清浄な環境に保ち、その自然景観をゴミ、空き缶等の汚れから守るため、山岳観光地の清掃を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の交付対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 山岳観光地の美化清掃を実施する市町村長を長とする団体
- (2) 山岳観光地の美化清掃を実施する山岳観光地全体を包括する広域的な団体

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 常駐清掃人夫の賃金
- (2) 知事が必要と認める高山帯での清掃人夫の賃金
- (3) 清掃用具等購入費(ほうき、スコップ、バケツ、ホース、手かんなど、ゴミ袋、石油、金網、殺虫剤等購入費)
- (4) 自動車の借上げ等美化清掃に直接必要な経費
- (5) 高山帯等ゴミ搬出困難な箇所からのヘリコプターによる搬出に必要な経費
- (6) 観光便所汲取料及び不燃ゴミ処理料
- (7) 美化施設設置に要する経費(美化啓発看板、缶つぶし器具の設置費)
- (8) 広域清掃活動に要する経費
- (9) その他知事が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 この補助金の限度額及び補助率は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の1/2以内
- (2) 1団体1,000,000円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により別に定める期日までに補助金交付申請書(様式1)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則及び役員名簿
- (4) その他参考となる資料

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更等により、当該事業を変更(中止、廃止)しようとする場合は、事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式2)に次の書類を添付して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更を生じないで、補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更の場合はこの限りでない。

ア 変更計画書(様式1の6(1)に準ずる。)

イ 収支予算書(様式1の6(2)に準ずる。)

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式3)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) 清掃活動の状況写真(清掃活動中、着工前及び完成写真等)

(4) 前号のほか知事が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第9条 補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、概算払請求書(様式4)を知事に提出しなければならない。

(補助金に係わる経理)

第10条 補助事業者は、事業の執行状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該年度の事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月24日から適用する。
観光地美化清掃事業補助金交付要綱は廃止する。

(様式 1)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名 印

平成 年度富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付申請書

このことについて、富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付要綱
第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の内容
- 2 事業期間
- 3 総事業費
- 4 補助対象事業費
- 5 補助金申請額
- 6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会規約の写及び役員名簿
- (4) その他

(様式 2)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

団 体 名 印

平成 年度富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金
事業変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度
富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金に係る補助事業の内容を変更
したいので、富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付要綱第7条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

- (1) 変更計画書
- (2) 収支予算書

変更前と変更後の事業の内容、経費の配分を比較対照できるよう記述すること。

(様式 3)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名 印

平成 年度富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、平成 年度富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金について、次の事業を実施しましたので、富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を報告します。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支精算書
- 3 清掃活動の状況写真（清掃活動中、着工前及び完成写真等）
- 4 そ の 他

口座振替 振込先銀行名
支店名
預金種別
口座番号
口座名

(様式4)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団体名 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け、第 号で交付決定のあった富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金について、次のとおり概算払により交付されたので、富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金交付要綱第9条第2項に基づき請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算請求額	備考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法
口座振替
振込先銀行名
支店名
預金種別
口座番号
口座名